

川崎市公告第804号

川崎都市計画地区計画の決定案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和7年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定（等々力緑地公園地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市 中原区 宮内4丁目及び等々力地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）

中原区役所市政資料コーナー（中原区小杉町3丁目245）

川崎市立中原図書館（中原区小杉町3丁目1301）

※都市計画課及び中原区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※中原図書館は、平日の午前9時30分から午後9時まで及び土曜日・日曜日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

4 縦覧期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月25日（金）まで